

入札説明書

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

堺市総合福祉会館 清掃・設備運転監視及び管理外業務に係る一般競争入札を行うものうち、郵便により入札を行うものに係る共通の入札参加資格等については、下記のとおりとする。

記

1 資格要件

以下の要件すべてに該当する者であること。

- (1) 平成30年度の「堺市物品調達・委託等入札参加有資格者名簿」において、業種「建物の維持管理 051」で、種目「建物環境衛生 002」「建物清掃 003」「人的警備 004」「設備運転監視 006」のいずれにも登録している者であって、後記15の市内業者または準市内業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）。
- (3) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を、入札参加申請の申請期間の末日（以下「申請締切日」という。）から開札日までの間、受けていないこと。
- (4) 申請締切日から開札日までの間に堺市暴力団等排除措置要綱（平成22年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

2 入札参加資格審査申請方法

入札に参加しようとする者は、入札公告に示す申請締切日までに次のとおり入札参加資格審査申請（以下単に「申請」という。）を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 封筒に一般競争入札参加資格審査申請書（社会福祉法人 堺市社会福祉協議会長あてのもの）及び入札参加資格審査の結果通知用の440円分切手（以下「申請書類」という。）を同封し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。
- (2) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

3 申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は無効とする。

- (1) 申請書類等が一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の方法で総務課に届けられたとき。
- (2) 消印が押印されていなかったとき又は消印日が申請締切日より後であったとき。

4 入札参加資格の事前審査及び審査結果の通知

- (1) 事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた（以下「認定」という。）申請者には、入札公告に示す日に郵便により認定の通知を行う。
- (2) 次のアからウのいずれかに該当し、入札参加資格が認められなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して入札公告に示す日に郵便により不認定の通知を行うものとする。
 - ア 事前審査の結果、不認定とされた者
 - イ 申請書類等について不足があった者
 - ウ その他申請書類等に必要事項が正しく記入されていない場合等
- (3) 認定通知日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者（共同企業体にあつては、構成員のいずれかが満たさなくなった者）については、認定を取り消し、その旨の理由を付して郵便により取消の通知を行うものとする。
- (4) 事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

- 5 配付書類等について
配付書類等については、社会福祉法人堺市社会福祉協議会のホームページからダウンロードすること。
- 6 予定価格通知について
予定価格は、公表しない。
- 7 入札に参加できない者
入札に参加できない者は、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加資格を満たさない者
 - (2) 認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者
- 8 入札保証金に関する事項
入札保証金は免除する。
ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。
- 9 入札方法
 - (1) 入札方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書を送付する方式とする。
 - (2) 入札回数は1回とする。
 - (3) 入札書は、入札の提出期限までに、次の提出先に必着で送付すること。
(提出先)
〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
社会福祉法人堺市社会福祉協議会 総務課（会館管理）
- 10 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
 - (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。
 - (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
 - (7) 代理人による入札を行ったとき。
 - (8) 数人が共同して入札を行ったとき。
 - (9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (10) 入札に関して不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
 - (11) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札したとき。
 - (12) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で入札したとき。
 - (13) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 11 入札の辞退等
 - (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは、入札を辞退することができる。
ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き替え又は撤回を認めないものとする。
 - (2) 入札書提出期限までに入札書が到着していない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 12 開札等
 - (1) 開札予定日時

入札公告のとおり

- (2) 開札時の立会いは、入札参加者のうち、当日出席した任意の入札参加者で行う。
- (3) 立会人が代表者ではなく、代理人が立会いを行う場合は、本会会長宛ての委任状（独自様式で可とする。）持参すること。

なお、入札参加者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本会職員を立会わせて行うものとする。

- (4) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本会職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

13 入札の中止等

前記4の(4)の場合のほか、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は入札期日を延期するものとする。

14 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者又は落札者について

会長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、会長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(3)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)に該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 堺市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けた場合
- (2) 暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合
- (3) (1)、(2)のほか、入札参加資格（等級への格付に係るものを除く。）を満たさなくなった場合

15 事業所の所在地要件について

堺市入札参加登録要綱第8条に基づく事業所の所在地要件は以下のとおりとする。

- (1) 市内業者 本市に主たる営業所を有する者
- (2) 準市内業者 本市にその他の営業所を有する者
- (3) 市外業者 (1)、(2)以外の者

16 入札の実施に関する問合せ先

堺市堺区南瓦町2番1号 (社福) 堺市社会福祉協議会総務課 (会館管理)

電話 072-222-7500 FAX 072-221-7409

メール：kaikan-kanri@sakai-syakyo.net